

市議会だより

な か ま

議会の定例会は、3、6、9、12月の年4回開かれます。そのほか、臨時会があります。

この議会報は、9月定例会を中心に議決案件や一般質問の状況をまとめたものです。

議会報編集委員会

第116号平成17年11月25日 発行・編集 福岡県中間市議会 / 編集委員会



緑の日記念植樹祭

# 平成十六年度各会計決算を認定

## 収入役の事務の兼掌に関する条例制定

9月定例会

平成十七年第四回中間市議会（9月定例会）は、九月十二日に開会され、十九日間の会期で九月三十日に閉会しました。

一般質問のほか、審議された市長提出議案は、決算認定・補正予算及び条例改正などあわせて二十一件でした。

審議の結果、全議案とも原案どおり可決されました。

一方、議員提出議案は、意見書案四件が可決されました。

そのほか、固定資産評価審査委員会委員の選任の推薦に同意しました。

また、条例制定一件が引き続き継続審査となりました。

# 常任委員会の

## 審査から

各常任委員会では、九月定例会で付託された決算認定・補正予算及び条例改正など二十議案について審査しました。審査の内容(要旨)は次のとおりです。



### 平成十六年度 決算認定

#### 総務文教委員会

##### 一般会計

平成一六年度は、六億五千六百万円の黒字決算で、単年度収支においても、四千八百万円の黒字となっております。

歳出では、前年度と比較して、人件費が市長外三役の給料削減や一般職の管理職手当削減を昨年に引き続き実施したに加え、退職者の不補充などにより、六千七百万円減額しており、一般会計全体の職員人件費では一億三千三百万円の減額となっております。

主な事業としては、総務費では、十五年度に引き続



き「北九州市・中間市合併協議会」を計七回開催し、さらに合併問題に伴う住民投票の実施を行っています。消防費では、ISO基準に適合する防火衣を整備し、消防署の水槽付消防ポンプ自動車と消防団の消防ポンプ自動車を各一台ずつの買い換えを行い消防設備の充実を図っています。

また、救急業務の高度化推進を図るために、本市で八人目となる救急救命士の養成を行っています。

教育費では、小学校においては、パソコン教室にエアコンを設置し、さらに防音サッシの修繕及びフェンスの補修を行い、中学校で

は、防犯灯の修繕やトイレの改修など児童生徒の安全で快適な教育環境の整備を図っています。

また、小学生を対象とした北海道での「キラキラなかまつ子」自然体験学習事業、中学生を対象にしたオーストラリアでの「フレンドリーなかま」国際交流事業を行い児童生徒の健全な育成に寄与しています。

審査の中で委員から「市税の滞納分の時効及び徴収対策について」の質疑があり、執行部から「地方税法により徴収権の時効は五年となつていますが、滞納者と分割納付などの約束をする場合に、誓約書を文書で取り交わすことで時効の中断をすることができま

す。今後さら

今後もさらに時効の中断をする努力を行うとともに、併せて滞納処分強化なども検討したいと考えています」との説明がありました。全員賛成で認定しました。

#### 公共用地先行取得特別会計

平成十六年度も、新たな公共用地の先行取得は行われておらず、歳入歳出とも〇円となっております。

全員賛成で認定しました。

## 議員提出議案

### 可決したものの

「リフォーム詐欺」から高齢者等を守るための対策強化を求める意見書

認知性など判断能力の不十分な高齢者を狙って不要なリフォーム工事を契約させ、法外な代金を請求・だまし取る「リフォーム詐欺」が大きな社会問題になっていきます。高齢者を「リフォーム詐欺」から守るため、早急に左記の項目を実施するよう強く要望いたします。

記

- 一、成年後見制度の普及・活用
  - 広報活動を強化するとともに、成年後見制度利用支援事業を拡充・周知すること。
- 一、二者後見人の人材を確保すること。
- 一、建設業法の見直し
  - 軽微な建設工事(一件五百万円未満)の請負については、同法を見直すこと。
- 一、リフォームを含む建設工事の請負契約の締結に当たっては、書面の記載などの手続義務規定違反に対する罰則を設けること。
- 一、建築士法の見直し
  - 一、全国各地の窓口で気軽に法的サービスが受けられる「日本司法支援センター」が、高齢者らに対する出張相談などを積極的に実施すること。
- 一、被害者の早期救済を図るとともに、悪質リフォームを対象にした取締法規の制定を検討すること。

## 民生経済委員会

### 一般会計

社会福祉費、児童福祉費、生活保護費を合わせた民生費の歳出決算額は七十億七千万円で、一般会計歳出総額の四十・二%を占め、前年度に比べ二億六千三百万円の減少となっています。

生活保護費二十五億九千六百万円の主なものは、職員人件費一億四千万円と、扶助費二十四億四千百万円です。

なお、被保護世帯数九百五十九世帯、人員数一千五百七十七人で前年度より世帯数で六世帯増加、人員で六人増加しています。

総務費の戸籍住民基本台帳費一億六千五百万円の主なものは、職員人件費一億三千万円と委託料及び機器のリース料などの事務費三千五百万円が主なものです。

衛生費の歳出決算額は十一億六千八百万円で、歳出総額の六・七%を占め、前年度に比べ二億四千万円の減少となっています。

清掃費七億五千五百万円の主なものは、遠賀・中間地域広域行政事務組合等負

担金七億三千九百万円です。

前年度より二億二千八百万円減少したのは、委託料で三百万円、ごみ(可燃・不燃ごみ)加入者負担金が十五年度で終了したため、遠賀・中間地域広域行政事務組合負担金一億四千二百万円、工事請負費一千六百万円、流域下水道及び公共下水道移行に伴う補償金四千八百万円が減少したことによるものです。

農林水産業費の歳出決算額は一億三千四百万円で、歳出総額の〇・八%を占め、前年度に比べ五十九万円の増加となっています。

商工費の歳出決算額は七千百万円で、歳出総額の〇・四%を占め、前年度に比べ一千万円の減少となっています。

この減少の主なものは、人件費八百万円です。賛成多数で認定しました。

特別会計国民健康保険事業

歳入決算額四十八億八千四百万円、歳出決算額五十四億二千三百万円で、歳入歳出差引歳入不足額五億三千八百万円となっています。

歳入の主な収入状況は、現年度分の徴収率が九十二%で、収入未済額が一億九百万円、滞納繰越分の徴収率が七・五%で、収入未済額が四億五千五百万円、合計で五億六千四百万円の収入未済額となっています。

歳入の主なものは、保険給付費三十二億一千六百万円で総事業費の五十九・三%、老人保健拠出金十二億七千七百万円で総事業費の二十三・六%などです。

また、十六年度の加入者数とその割合は、市の人口四万八千九十四人に対し、被保険者数一万九千六百七十八人で四十・九%を占め前年度より百九十七人、率にして一・〇%の増加となっています。

また、被保険者数一万九千六百七十八人のうち、老人保健対象者数は六千十七人で、被保険者数の三十五%を占めています。

賛成多数で認定しました。

九州厚生年金病院の売却・民営化に反対し、存続・充実を求める意見書

九州厚生年金病院は、設立五十年の歴史を有し、病床数五百七十五床、二十科の診療科を有する大規模病院で、昨年五月に大規模災害にも対応できる(免震構造、屋上へりポート、緊急患者収容スペースの確保等)新病院に移転したばかりです。

地域住民等の期待と信頼を一身に得て、貴重な厚生年金保険料を投入して新築した国民の財産とも言つべきこの九州厚生年金病院を、安易に民間に移譲することは地域住民にとって大きな不安であるとともに、多大なる損失であると言わざるを得ません。

今後とも、今までどおりの機能を保持して、地域の基幹病院として責務を果たし続けるには、現状の公的病院としての存続が不可欠であると考えます。

よって、本市議会は、政府に対し、このような地域事情を十分考慮し、地域の医療体制を損なわないためにも九州厚生年金病院の売却・民営化は行わず、公的病院として存続させ、一層の充実を図るよう強く要請します。

耐震化促進のための施策の拡充を求める意見書

国土交通省の「住宅・建築物の地震防災推進会議」がまとめた提言では、住宅や建築物のそれぞれについて、今後十年間で耐震化率を九割にまで引き上げることとする数値目標を設定し、達成に向けた促進策を提示しました。まさに、「耐震化は時間との競争」であり、地震による人的・経済的被害を最小限に抑えるために、耐震化促進のための施策について下記の事項について早急に施策の拡充をするよう要望します。

記

- 一、耐震改修に関して税制 予算両面で施策を拡充
- 二、耐震改修促進法等に関する制度の充実・強化



住宅新築資金等特別会計

歳入決算額二千九百万円、歳出決算額五億八千九百万円で、歳入歳出差引歳入不足額、五億六千九百万円となっております。

また、貸付け総額については、元金で十四億七千九百万円、貸付け利子三億一千百万円で、十六年度末における貸付金元利未償還金は五億九千六百万円となっております。

委員から「住宅新築資金の国への起債償還の始めと終りはいつか」との質疑があり、執行部から「初年度は昭和四十二年度で完了は平成二十三年度となっております」との説明がありました。

賛成多数で認定しました。

老人保健特別会計

歳入決算額六十三億七千九百万円、歳出決算額六十三億三千三百万円で歳入歳出差引額四千六百万円の黒字となっております。

歳入の主なものは、支払



基金交付金二十八億六千万円、国庫支出金十六億四千二百百万円、県支出金四億九百万円、繰入金四億四千万円となっております。歳出の主なものは、医療諸費六十三億一千九百万円で歳出の九十九・八%を占めており、この内訳の総医療費六十二億九千七百万円は、十五年度に比べると二千四百万円の増加となっております。

理由としては、医療費受給者数は前年度に比べ延人数で三千七十三人減少したものの、十四年十月の老人保健法医療改正に伴い、受診者一人当たりの医療費が増加したことによるものです。

市内の七十歳以上の高齢者人口は年度末で八千五百四十九人で、そのうち七千三百三十六人が老人医療費受給者で、市の人口四万八千九十四人に占める加入者の比率は、十四・八%となっております。

また、一人当たりの医療費給付額は、年間八十六万四千円となっており、対前年比で三万二千円の増、率にして三・八%の増となっております。

また、一人当たりの医療費給付額は、年間八十六万四千円となっており、対前年比で三万二千円の増、率にして三・八%の増となっております。

人事紹介

九月定例会で、辞任に伴う固定資産評価審査委員会委員の推薦の選任に同意しました。

《敬称略》

固定資産評価審査委員会委員

日高 幸夫

委員から「健康にすやかに生活するという点で保健センターの充実を図る必要があると思うがどのような計画があるのか」との質疑があり、執行部から「健康管理システムの導入で検診受診率の向上を図り、世帯単位での指導が的確に実施可能となる。また病態別の健康教育及び年齢別、特に若年層に絞った健康診査等が容易に実施可能となります」との説明がありました。

討論において委員から「医療、保健、福祉との連携をつよめて老人の医療費負担が軽減されるように努めてほしい」との意見もあつております。

賛成多数で認定しました。

アスベスト対策を求める意見書

国民の安全を確保し、被害者の救済を進めるための包括的な取り組みを求め、左記の項目を早急に実施するよう強く要望します。

記

- 一、「アスベスト対策本部を設置し、政府をあげてアスベスト対策を推進すること。
- 一、公共建築物、民間建築物のアスベスト利用状況の調査を行い、情報が利用できる体制整備を進めること。
- 一、現在に至るアスベスト取扱い事業所において、情報提供を行うよう事業者へ徹底すること。
- 一、産業保健推進センター、保健所や労災病院等で健康被害に対して相談できる窓口を整備するとともに、より鋭敏かつ効果的な診断法や治療法の開発のための研究を進めること。
- 一、過去・現在の労働者及びその家族の健康診断を進めるよう事業者に対して徹底するとともに、地方自治体の健診事業等のあり方を適切に見直すこと。
- 一、労災認定のあり方について検討を行うとともに、現行制度では救済されない人たちの救済を図ることを主眼にした新法を早期に制定すること。

市長提出議案

可決したおもなもの

平成十七年度中間市一般会計補正予算第一号  
中間市火災予防条例の一部を改正する条例  
福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する  
地方公共団体数の増減について  
福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する  
地方公共団体数の増減について

介護保険事業特別会計

歳入決算額二十七億四千六百万円、歳出決算額二十億八千四百百万円で、歳入歳出差引額六千百万円となっております。

前年度より増加した主な要因は、介護保険料六百万円、支払基金交付金五千万円、県支出金二千七百万円、繰入金で三千万円増加したことによるものです。

介護保険事業の支出の主なもの、保険給付費二十五億六千四百百万円で、支出の九十五%を占めています。

前年度より介護サービス等の保険給付費が一億八千万円増加していますが、これは要介護認定者数の伸びや制度の周知による介護サービスの利用が増えたことによるものと考えられます。

六十五歳以上の高齢者は本年三月末で、一万一千八百五十九人で、高齢化率二十四・七%となっており、前年度より二百四十四人、高齢化率で・八%の増加となります。

また、七十五歳以上の後期高齢者数は五千四百六十二人で、後期高齢化率十一・四%となっており、前

年度より二百二十人、六%の増加となります。

また、施設サービス利用者の状況は合計三百二十二人で、その内訳は特別養護老人ホーム百十四人、老人保健施設百四十九人、療養型病床群五十七人となっており、前年度より二名の増加となります。

委員から「利用料負担や保険料負担の減免制度を設けるべきではないか」との意見もあつています。賛成多数で認定しました。

病院事業会計

病院事業収益二十一億七千万円の主なものは、医業収益のうち、入院と外来を



合わせた診療収入で二十億三千四百百万円、医業外収益のうち、他会計負担金及び補助金等七千六百万円です。

病院事業費用二十一億七千万円の主なものは、給与費十億三千七百万円、材料費七億六千八百万円のうち薬品費は五億八千万円、診療材料費は一億六千三百万円、経費二億二千万円などです。

十六年度決算額は特別損失を差し引いた十五百万円の純利益を生じています。

これに前年度繰越欠損金、四億五千三百万円と差引きすると、四億五千三百万円の当年度未処理欠損金となっております。

十五年度の収益と比較すると、入院収益で一千三百万円減少、外来収益で五千五百万円減少しているが、その要因は、患者数が入院では前年度より減少し、外来でも減少したことによるものです。

外来患者数では十六年度、九万七千八百人で前年度より五千五百四十九人の減少、外来診療日数二百七十二日として一日平均三百五十六人となっており、患者数全体では、六千二百二十六人

〈 継 続 審 査 〉

中間市政治倫理条例

中間市政治倫理条例（平成七年中間市条例第三十一号）の全部を改正する。

の減少となります。

具体的には、内科、耳鼻咽喉科、透析センターで三千六百九十六人増加したものの、外科、整形外科、泌尿器科の三診療科目で四千三百七十三人減少し、外来では泌尿器科、透析センターの二診療科目で九百六十四人増加し、内科、外科、整形外科、耳鼻咽喉科の四診療科目で六千五百十三人減少したことによるものです。

資本的収入及び支出では、収入の主なものは市の一般会計からの負担金七千四百万円、支出の主なものは建設改良費の固定資産購入費九百万円、企業債償還金一億一千百万円で、差引き四千六百万円の不足を生じています。

なおこの不足については、繰越損益勘定留保資金、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で全額補填されています。

委員から「患者数減少及び、これに対する薬品費増加の要因や市立病院運営協議会の開催状況について」

の質疑があり、執行部から「患者数減については、診療報酬改訂による患者負担増加のため医療機関重複受診の減少や薬品の長期投与が可能になったことによる受診回数減少、また薬品費増加については、血液疾患患者数が多く、この場合に処方する注射薬の金額が高いことが主な要因です。」

市立病院運営協議会については、市民公募四名、団体三名（老人会等各一名）、市役所職員一名、病院スタッフ四名の合計十二名で組織し、平成十七年五月、七月に開催し、三回目は十月に開催予定です。患者数増加の方法や接遇等に関し協議を行い、病院運営の改善に努めていきたい」との説明がありました。

賛成多数で認定しました。

# 建設水道委員会

## 一般会計

交通安全対策費では、塘ノ内砂山線街路灯設置工事など、市内各所の道路反射鏡、防護柵及び街路灯等十二件の設置工事が行われ、車や歩行者の事故防止と通行の安全性が図られています。

衛生費の環境衛生費では、合併処理浄化槽補助事業として、十六年度は二十四基の補助を行っています。

労働費の特定地域開発就労事業費では、団地内道路の老朽化に伴って、通谷団地内道路改良工事など十八件の道路整備が行われています。

これにより、交通の円滑化が図られ、住環境の向上、地域の開発と発展に寄与するとともに、失業者にも雇用の確保されています。

土木費の道路橋りょう費では、岩瀬二丁目地内側溝布設工事や鳴王寺塘ノ内線道路改良工事など市内既設道路四十八件の工事が行われ、既設道路の拡幅改良・歩道及び排水溝の整備がなされ、安全な通行の円滑化



水入朝霧線

及び地域住民の住環境整備の向上が図られています。

また、道路新設改良費では、水入朝霧線道路改良工事に伴う用地取得を行い、通学児童の安全な歩道の整備や、相互通行による交通の安全性と利便性の向上を図ることを目的に、十七年度までの二年間で道路幅員を拡幅する工事が行われています。

河川費では、岩瀬排水機場モートルシンダー取替工事や市内各所の水路浚渫工事等三十二件の工事が行われ、排水路等に堆積した土砂、塵芥の除去及び法面伐採等により、降雨期における冠水を防止するとともに流水を良好にし、生活環

境の保全がなされています。公園費では、垣生公園内

通路土留工事等が行われ、市内各公園について、安全性強化のため、フェンス、土留等の修繕、補強を行い、子供に安全で魅力的な公園施設づくりが行われています。

住宅費では、土手ノ内公営住宅の建替えについて、地質調査と実施設計を終え、十七年度への着工準備を終えています。

また、通谷公営住宅では耐用年数も経過し、空家でもあることから解体を行いました。全員賛成で認定しました。

### 地域下水道事業特別会計

十六年度は、三百七十五万円の黒字となっています。

しかし、今後とも歳入増の見込みがなく、また現在の施設は二十五年以上経過し、老朽化の進行に伴い修繕費等の経費増が予想され、十六年度は曝下水処理場電気機器類修繕工事等二十件の工事が行われています。全員賛成で認定しました。

### 公共下水道事業特別会計

十六年度決算において、

三百四万円の黒字となっております。

十六年度は、朝霧二丁目、上底井野地区等の下水道整備を行い、上底井野幹線管きよ築造工事や中尾一丁目地内幹線管きよ築造工事等三十五件の工事が行われ、八千五百八十八mの管を布設し、普及人口は十五年度より一千六百人増加し、一万五千四百人に達しており、普及率は三十一・九%となっております。

### 水道事業会計

十六年度決算において、収益的収支で一千三百五十七万円の純利益となっております。

営業収益の主たる収入である給水収益は、前年度より増収となりました。要因としては、給水人口が減少傾向にあるなか天候不順な年度であった十五年度に比較して、十六年度は比較的好天に恵まれたことが考えられます。

資本的収支では、二億七千五百三十七万円の不足を生じましたが、当年度損益勘定留保資金等で補填しています。

水道整備事業では、市道通谷団地八十一号線などの配水管布設替工事、下水道工事に伴う配水管移設工事が行われています。

給水戸数では、二万六千五百一戸で昨年度に比べ百三十二戸増加し、有収水量は約六百七十一万三千立方メートルで、昨年度に比べ九万六千立方メートルの増加となっております。

十六年度も黒字決算となりましたが、給水人口は減少傾向にあり、また有収水量の大きな伸びが期待出来ない現状で、水道事業を取り巻く状況は一層の厳しさを増しています。

執行部から「近年給水区域内の給水人口が減少傾向にある中、給水収益の伸びは期待できず、その一方、新たな微生物感染症対策による薬品等の費用増大等で、水道事業は、ますます厳しい経営状況となりますが、今後とも、より一層の企業努力をし、健全財政を維持するとともに、安全で良質な水道水を安定的に供給するための給水体制を堅持していきたい」との説明がありました。

全員賛成で認定しました。

# 平成十七年度 補正予算

## 総務文教委員会

### 一般会計

今回の補正予算の総額は、六千二百四十万円で一般会計の総額を百七十億八千二百九十万円とするものです。

歳入の主なものは、精神障害者社会復帰施設運営費補助金など国庫補助金及び県補助金として二千六百九十万円、諸収入として二百二十万円、さらに不足分については、前年度繰越金から二千三百三十万円を充当するものです。

歳出の主なもののうち、総務関係では、市庁舎前の道路改良工事竣工に伴う市庁舎前広場の整備工事費用として四百五十万円、公共施設のアスベスト対策として、検査手数料五十万円を計上しています。

また、教育関係においては、小学校費では、天井吹き付け材の除去及びフェンスの修繕などの費用に修繕料として二百十万円、アス

ベスト除去工事費に四百四十万円、中学校費では、天井吹き付け材の除去及び天井材の張り替えなどに修繕料として三百十万円、アスベスト除去工事費に三百二十万円、さらに社会教育費では、各種全国大会出場などに伴い、スポーツ大会参加補助金に四十万円を計上しています。

全員賛成で可決しました。



市庁舎前広場

## 民生経済委員会

### 一般会計

歳入の主なものは、民生費国庫補助金のうち生活保護適正推進事業費百八十万円の増額や民生費県補助金



のうち精神障害者社会復帰施設運営費二千万円がそれぞれ増額されています。

その主なものは、精神障害者社会復帰施設運営費補助金の増額です。

歳出の主なものは、民生費の老人福祉費百三十四万円が増額され、この内訳は、シルバー人材センター運営費八十万円、ねんりんピック負担金五十万円を計上しています。

生活保護費では、生活保護総務費二百十五万円を計上しています。

その主なものは、全額国庫補助事業で就労促進事業を新たに導入し、保護課に職業安定所OB等の就労専門員を配置し被生活保護者の就職相談や職業安定所と連携で被保護者の自立促進を図る経費です。

衛生費では、清掃総務費の修繕料として四十万円が計上され、その主なものは、下蓮花寺キッズランド公園内市民トイレ等による補修費です。

全員賛成で可決しました。

## 介護保険事業特別会計

歳出の主なものは、総務費において、一千百万円の増額補正をし、介護保険事務処理及び審査システム改修委託料に九百二十四万円、保険給付費では、介護保険法改正による、介護施設入所者等への居住費、食費が自己負担となったことから、新たに五項の特定入所者介護サービス等を設け、一項目の介護サービス等諸費から四千三百万円の予算の組替えを行うものです。

また歳入の主なものは、前年度繰越金一千百万円を計上、歳入歳出とも一千百万円を追加し、予算の総額は二十七億七千万円となっています。

賛成多数で可決しました。

## 建設水道委員会

### 一般会計

歳出の主なものは、労働費では、特定地域開発就労事業について、事業から自発的に引退した者に対して国庫補助事業引退者特別援助金七百五十万円を計上しています。

土木費の道路橋りょう費では、市内各所の道路及び側溝の修繕料として五百万円を計上しています。

また住宅費では、三月の福岡西方沖地震被害による市内各所の市営住宅の補修及び工事費として六百三十万円を計上しています。

全員賛成で可決しました。

## 市議会を

# 傍聴

## しましょう

次の定例会は、11月28日です。議員による一般質問は、11月29日の冒頭から行います。

委員会の一般傍聴も行っています。

本会議・委員会の日程は、中間市のホームページに掲載します。

<http://www.city.nakama.fukuoka.jp/>

☎(246)6220

# 条例 その他

## 総務文教委員会

### 中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

今回の改正の内容は、通勤手当及び指定勤務手当の一部廃止です。

通勤手当については、通勤距離片道二キロメートル未満の職員に対し、月額一千二百円の通勤手当を支給していますが、全国的に「廃止」の方向であることから、本年十月一日から廃止するもので、該当する職員は全会計合わせて百七十九名です。

指定勤務手当については、現在、公用車の運転に専ら従事する職員に対し、月額四千五百円の指定勤務手当を支給しています。

この手当は運転免許所有者が少なく、また公用車そのものがほとんどなかった時代から支給してきた手当ですが、今日では職員は日

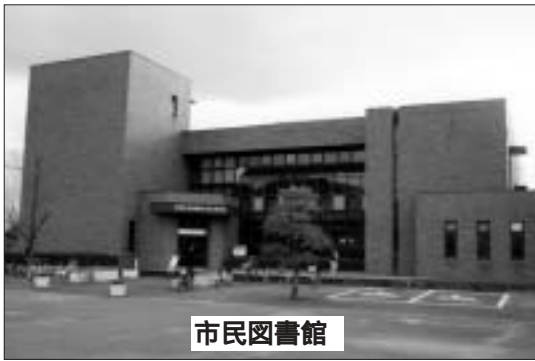
常的に出張やその他の公務においても公用車を運転している状況であり、実態と合わなくなっていることから、当該手当について本年十月一日から廃止するもので、該当する職員は一名です。

審査の中で委員から「他の指定勤務手当の見直しについて」の質疑があり、執行部から「指定勤務手当については行革の中で検討していきます」との説明がありました。

全員賛成で可決しました。

### 中間市立図書館条例等の一部を改正する条例

今回の改正の内容は、管理委託制度を導入している



市民図書館

市民図書館、遠賀川河川敷グラウンド、武道場、弓道場、庭球場、野球場、幼児用プール、市民会館、体育文化センター及び歴史民俗資料館の各公の施設について平成十八年四月一日から指定管理者制度を導入するため、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲について、また使用料を徴収している各施設においては利用料金制を導入するため、地方自治法の規定により各施設の設置条例に必要な改正を行うものです。

また、各施設の使用料については、現在、条例では消費税を含まない外税方式で規定されていますが、平成十六年四月の消費税法の改正により消費税を含んだ総額表示方式が義務付けられましたことから、条例の規定も消費税を含む内税方式に改正するものです。

### 中間市収入役の事務の兼掌に関する条例

昨年の地方自治法及び同法施行令の改正により、人口十万人未満の市においても、条例で収入役を置かず市長または助役をしてその

事務を兼掌させることができるとされています。

本市においても、財務会計システムの導入等により、会計事務の簡素化が促進されていることから、行財政改革の一環として、収入役の事務を助役に兼掌させることとするものです。

財政効果としては、法定福利費込みで年間約一千四百六十六万円、退職手当を考慮した場合は、四年間で五千二百三十一万円です。

全員賛成で可決しました。

## 民生経済委員会

### 中間市デイサービスセンター設置及び管理に関する条例及び中間市多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

平成十五年九月に「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、六月議会で「中間市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例」が可決されたことに伴い、既に管理委託を行っている中間市デイサービスセンター及び中間市多目的広場について、



多目的広場

管理者制度を導入するために、指定管理者の指定の手続き、利用料金及び指定管理者が行う管理の基準について新たに規定を設けるものです。

導入目的としては、住民サービスの向上及び行政コストの削減です。

また、各施設の使用料については、条例では消費税を含まない外税方式により規定されていますが、消費税法の改正がなされ、平成十六年四月一日から消費税を含んだ価額による総額表示方式が義務付けられましたことから、条例の規定も消費税を含む内税方式に改正するものです。

賛成多数で可決しました。



# 市政に 質問

9月13日(火)の本会議で5名の議員から市政について一般質問があり、要旨を掲載しています。

なお、質問事項は順不同です。

- 議員 一 晴
- 議員 子 孝
- 議員 利 勝
- 議員 實 種
- 議員 多恵子 本
- 議員 中 家
- 議員 久 好
- 議員 青 木
- 議員 佐々木
- 議員 植 中

## 公の施設の指定管理者について

### 植本種實議員

六月議会の「中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例」と九月議会での「中間市立図書館条例等の一部を改正する条例」は一对をなすもので、これらの条例が有効に活用されれば、行政コストの削減と市民サービスの向上に大きく役立つものと思います。そこで、九月議会では市立図書館を始め十施設が対象のようですが他の施設にはどのように考えておられますか。

また、指定業者は「公募」とありますが、市民がこの制度に応募しようとするなら、どうしたらよいのでしょうか。

NPO法人やボランティア活動を取入れた「指定管理」も可能と思いますがご見解は。

市長 指定管理者制度を導入する公の施設は、十二施設です。

この施設については、現在、管理委託制度により施設の管理運営を他に委託しており、来年九月一日までに指定管理者制度へ移行することとしました。

従って、制度導入の効果が発揮される施設については、積極的にこの制度の活用を図っていききたいと考えています。

公募を行う場合は、各施設の募集要項を作成し配布します。この要項を見た上で、必要な申請書類等を市に提出してもらおうことになります。

また、指定管理者となることのできるものは、「法人その他の団体」であれば指定管理者となることができるとされており、法律上「団体」には特段の制約はありませんので、NPO法人

やボランティア団体も指定管理者となることができま

す。指定するには、施設の設置目的、管理運営の専門性や公平性、利用者の満足度、運営の効率性のほか、市民とのパートナーシップ、受皿となる団体の成熟度等、さまざまな観点から整理、検討した上で、総合的に判断することが肝要であると考えています。

不明確な計画に基づく税金のムダ遣い岩瀬東部地区開発事業計画について

### 中家多恵子議員

不動産鑑定評価額三千八百十四万五千円を上回る五千万円で買い上げた土地を

市は当初取得理由を議会には市道の拡幅、丘陵地の防災工事と説明していたが、

「用地取得依頼」は教育部長から建設部長に平成十七年一月二十日に提出されてい

る。添付書類と明記した「事業計画書・伺い書の写し位置図・平面図・地積測量図又は地積図」が情報公開で全て不存在であり、依頼書提出以前の会議録なども不存在が明らかになった。

武道場・弓道場建設の総事業費十二億三千万円。

この土地は「標高三十m以上の山地急斜面で土地利用を図るのは相当の造成土工が発生する」とコンサルタントも指摘している。

全く必要性のない土地を取得し、適正価格より著しく高額な対価で取得したことは裁量権を逸脱し、違法な財務会計行為である。

日頃の当局の議会答弁を覆しての税金のムダ遣い、関係者が望まない岩瀬地区開発事業計画の問題点をあ

尋ねる。

市長 岩瀬東部地区の活性化計画について現在の岩瀬三地区(自由ヶ丘、岩瀬東町、岩瀬北町)の住宅の形成状態をみると、ほとんどの住宅が山沿いにあり、多

くの住宅で災害の危険性も含んでいます。一部の地域においては、県の急傾斜地崩壊防止事業で災害防止事業を現在行っているところ

ですが、まだ多くの箇所に土石流、がけ崩れの警戒箇所が残されており、周辺の環境整備を早急に図る必要性があります。

また、三地区内の高齢化はますます進み、狭小な区域内での発展は停滞しているのが実情です。

今後の吉田ぼた山跡地の整備と塘の内砂山線及び行幸尾砂山線の道路整備は、周辺地域の環境を一変させ、交通の便が非常に良くなり、車や人の動きが活発になることが予想されます。

併せて公共施設などを設置することで、岩瀬東部地区の付加価値を高めることにより地域の活性化へ大きく貢献できるものと岩瀬東部地区の活性化基本計画の策定をしています。

以上のとおり、当該土地の購入は本地域活性化のためには是非必要であった買収行為であり、その手続においても法的瑕疵はないものと判断しています。

また、一方で本件に関しては、前市長に対して住民監査請求が出されていますことから、その結果を見守りたいと考えているところです。

です。

岩瀬東部地区開発事業  
計画について

久好勝利議員

先の六月議会最終日において、岩瀬二丁目四三四番七の土地、一万五千三百四十八平方メートルを五千万円で買収する土地売買契約の締結が市長から提案され、賛成多数で議決された。

その際、大島前市長は市道塘ノ内砂山線拡幅及び丘陵地の防災工事など生活環境整備を目的とした岩瀬東部地区開発事業に必要な土地だと説明している。そのことに関連して次のことを伺いたい。

塘ノ内砂山線の拡幅整備事業のための用地買収の進捗状況はどのようになっていくのか。

がけ崩れなどの発生が想定される危険箇所は市内にどれくらいあるのか、その中で個人が所有している土地は何か所なのか。

本年一月二十日付で教育部長から建設部長に「用地取得依頼について」という文書が出されている。施設建設のための用地取得については、施設を管理する部局において土地の選定まで

行うのか。教育長に伺いたい。

本年七月十四日付の新聞報道によると、弓道連盟会長名で弓道場建て直しを求める陳情書は、教育委員会から書かされたものなので計画の白紙撤回を求めた、との記事が掲載されている。事実経過を教育長に伺いたい。

今回の武道場、弓道場建設計画は、合併による特別債を当てにしていることではなかったのか。合併が白紙に戻ったいま、合併特別債を前提にした事業は当然見直すべきであり、岩瀬東部地区開発事業は中止すべきではないか。

市長 都市計画道路塘ノ内砂山線道路改築工事の概要としては、道路延長五百九十m幅員十六mで、うち車道九m両歩道七mです。

吉田はた山側については、用地部分九百六十三平方メートル、家屋七棟の買収及び家屋移転が完了しています。

岩瀬三号踏切側については、土地は筆数二十一筆、地権者十二人、また家屋については所有者四人、借家人一人、墳墓の管理者一人、

合計十八人の対象者と用地買収及び家屋移転補償等について交渉中です。

がけ崩れ等の恐れがある箇所は十六箇所です。そのうち四箇所には、県及び市有地が含まれており、その残り十二箇所が個人の所有する土地となっています。

合併特別債を前提とした新市建設計画の諸事業は、今後の中間市にとって欠かすことの出来ない事業ですが、単独の道を選択した今日、財政状況を鑑みながら、状況に応じた対応をしなければならぬことは言うまでもありません。

財政的には、地方交付税措置のされる地方債を活用するなど、創意工夫をこらし地域の活性化にむけて再検討する考えです。

教育長 教育委員会より土地取得依頼を提出したのは、市長部局との協議に基づいて、土地取得依頼書を提出したのがその経緯です。

武道場と弓道場については、建設して既に三十年経過し、老朽化しています。

また、道場の規模も狭く、各競技会、大会等が実施できない状況で、数年前から利用団体や連盟より大規模

改修か新築をして欲しいとの要望が繰り返されてきました。そのような経緯の中、北九州市との合併協議の折、新市建設計画で武道場、弓道場建設の計画があり、利用団体と協議をし、陳情書の提出となったものと認識しています。

陳情書の白紙撤回については、新聞報道等により白紙撤回するという記事は読みましたが、現時点では担当課には、白紙撤回の申し入れはされていません。

新市長のまちづくり政策  
について

青木孝子議員

財政危機を打開するための「行財政改革プラン」の策定がすすめられています

が、市民サービスの低下につながる行政改革ではなく、不要不急の事業の見直しや同和特別対策を廃止し、少子高齢化施策を充実すること。また、市民の声を市政に反映するシステムを構築し、市民と行政が一体となった「まちづくり」を推進することが不可欠です。

市長の所見を伺います。

市長 行財政運営の基本方針となる「行政改革大綱」

の策定に向け同大綱の素案の策定を終えたところです。

この行政改革に対する基本姿勢としては、行政内部の無駄を徹底的に省き、行政組織の効率化を図りながら、市民の皆様の満足度の高い行政運営を目指すべく取り組んでいるところです。

行政改革によって捻出された財源を、少子高齢化対策や教育行政等、今後重点的に取り組んでいくべき施策に振り向けていきたいと考えています。

また、市民の皆様と行政が協働し、まさに一体となって街づくりを進めていくことが、中間市のあるべき姿であることは間違いありません。

そのために、「パブリックコメント制度」の導入等、市民が市政に積極的に参画できる仕組みを構築するとともに、地域のコミュニケーション活動やNP、ボランティア活動等の自立的な市民活動の促進と支援を図っていきたいと考えています。

厳しい変革の時代の中にあって、何より私自身が先頭に立ち、行政が一丸となってこの行政改革に取り組んでいく考えです。

まちづくりについて

植本種實議員

まちづくりに対する市民の要望は大きく次のようなものがあります。

下水道整備の早期完成、通谷電停の高架化、中学校の給食実施、福祉の充実、ごみリサイクルを中心とする生活環境整備、などです。

以上の要望に対し、どのような計画ですか。

市長 平成十五年度よりは単年度の普及率三・四％を目標とし、工事予算額十億円を確保し下水道整備を進めています。

今後とも現状の予算を堅持し完成に向け速やかに整備を進めたいと考えています。

総事業費が約二十億円程度必要となり、市単独事業としての対応は大変困難であることから、福岡県による都市計画事業として実施する必要があります。

今後、本事業の実現に向けた県協議を強く行っていきたく考えています。

中学校の学校給食の意義については充分理解するところですが、様々な克服し

なければならぬ課題があることも事実です。今後、行政改革の中で検討していきたいと考えています。

行財政改革が進むなか、子ども、子育て支援、障害者福祉、介護、高齢者福祉、生活保護等、市民にとって不可欠な施策をどこに重点をおいて福祉事業をいかに展開していくかが課題となりますが、行政運営の理念を「行政主導型」から「市民協働型」へと転換させ、

市民と行政が一体となり地域に根ざした地域福祉を実現していかなければならないと考えています。

地球温暖化防止と生活環境の整備を念頭に置き、ごみの資源化と減量化を図るため、町内会や子供会など、資源回収七十一団体に協力を願い、奨励金を交付しながら、紙類・布類・空缶など、年間約二千トンの資源回収に努めています。

また、ペットボトル・紙パック・食品トレーの拠点回収ボックスを市内の施設・事業所など三十ヶ所に設置し、市民に協力いただいて回収しています。

中間遠賀リサイクルプラザにおいては、これら拠点



中間遠賀リサイクルプラザ

回収ボックスやビン・カン袋により回収された資源を、分別処理した後にそれぞれ圧縮して、再処理工場などに搬出しています。

松下市長の今後の中間市政への取り組み方針及びその決意について

佐々木晴一議員

選挙公約について 行政改革について 合併について

市長 市民との対話を深め、知恵と汗を出し合い市民の皆様と行政とが協働し、市民の目線と感覚を生かす「市民が主役」のまちづくりを目指していきます。

市役所内部の徹底した組織、制度の改革を始め市役所職員は「市民の公僕たれ」

との精神を再認識し、職員の高め信頼される力強い行政責任を果たしていきま

子どもは地域の宝、中間市の財産との思いで、安全で安心して子育てのできる社会環境の整備を進め、未来を担う子供達が夢や希望を抱けるまちづくりに取り組んでいきます。

市税増収のための企業誘致、雇用の拡大、住宅地の提供など、若者が定住するまちづくりを積極的に進め、県や国からの支援を強く要望し柔軟な施策を遂行するとともに、高齢社会への対応、都市近郊型農業への応援、商店街活性化、芸術文化スポーツ振興の支援体制の強化を図っていきたく考えています。

行政改革の推進については、「最小の経費で最大の効果をあげる」という自治体経営の基本理念に立って、市民サービスの一層の向上を図りつつ、効率的かつ効果的な行財政運営を推進していくという姿勢を基本として、全庁一丸となって取り組んでいきます。

今回の合併問題について

は、結果として住民投票で賛成多数の民意が示されたにもかかわらず、合併が成り立たなかったのは、一方では、合併中止を求める請願書も提出されるなど、今回の合併は市民の民意を一つにすることが出来なかつたことも要因の一つであったのではないかと考えます。また、新たな合併問題については、十分に時間をかけ、市民の意見を聞きながら進めていきます。先の行政改革を断行し、周辺の市町から合併したいと思われるような、自立したまちづくりを目指します。

市議会会議録は閲覧ができます！

本会議の質問や答弁などの内容を詳しくお知りになりたい方は、「市議会会議録」をご覧ください。

会議録は、市民図書館で閲覧することができます。また、中間市のホームページに、14年以降の会議録を、掲載しています。

http://www.city.nakama.fukuoka.jp/

### 旧社会福祉センターの跡地利用について

#### 植本種實議員

大島前市長の折、垣生にあった社会福祉センター跡地に川西地域のコミュニティシヨンの場、小中学生の学外学習や宿泊施設をプロポーザル方式で計画しました。この件に対し、どのような計画ですか。

**市長** 平成十二年八月「中間市社会福祉センター跡地（建物）利用計画にかかるプロポーザル審査委員会」を設置し、旧社会福祉センターの施設、土地の利用について専門コンサルタント五社から利用計画の提案を受け選出し、西部地区の住民の方々の生涯学習や多世代間の交流ができる施設、いわゆる中央公民館や市民図書館の分館的な機能を有する施設としての再生に向けて、取り組むとしたところであります。

道路整備状況については、JR福北ゆたか線のアンダー工事については、ボックスカルバートの擁壁取付工事が進められています。

今後の予定としては、ボックスカルバート築造は、平成十七年度で完成することであり、引き続き道路築造工事を行い、平成十九年度完成予定であるとの報告を福岡県北九州土木事務所から受けています。

JR福北ゆたか線のアンダー部及び道路築造工事を含めた事業の完成時期については平成十九年度完成予定です。

一連の事業完成の暁には、地元の代表をはじめ、議員の皆様と十分検討のうえ、整備していく考えです。

### アスベスト（石綿）対策について

#### 青木孝子議員

学校施設や公共施設、市内事業所等に使われているアスベストの実態調査と今後の対策、また水道の石綿管の布設状況と対処について

**市長** 公共施設については、安全性の確保を重点に考え、全施設の総点検を実施

することとし、市の所有する全施設のリストを作成のうえ、各施設の管理者の目視調査の結果や、建築図面等の資料を基に対応を協議し、実地調査を必要と思われる箇所の絞込みをしました。

その結果、五十三施設について、実地検査を行い、十六箇所からサンプルを取り出し、速やかに検査機関である「財団法人西日本産業衛生会北九州環境測定センター」にサンプルを送付しています。

上水道施設については、西部浄水場の機械室一箇所に使用していたので、直ちに囲い込みにより処置しました。また消防施設二箇所、病院施設一箇所、下水道施設五箇所については、検査の結果、各箇所ともアスベストは検出されませんでした。

使用状況及び改修計画等のアンケート調査を実施しています。

次に当時、石綿セメント管の総延長は六万七百五十七mで、水道管全延長の三六・八%でしたが、平成元年度から平成十一年度までに、石綿管更新事業として、布設替工事を実施した結果、平成十六年度末における石綿セメント管の残延長は三千二百六十六mで、全水道管の一・一%となっています。

相談窓口は、環境保全課を代表として窓口を開設し、市民の健康問題に関しては、健康増進課の保健センターで、建築物関係については、都市整備課で相談に応じるなど各専門部署で対応しています。

**教育長** アスベストに関する実態状況ですが、吹き付け材を使用している箇所は、各小中学校とも普通教室にはなく、主に音楽室や視聴覚室といった特別教室に見られました。

小学校四校八箇所、中学校三校七箇所のサンプルを採取し、専門機関にアスベストの含有量の分析依頼をしました。



南小学校音楽室

分析検査の結果、中間南小学校の音楽室の吹き付け材に基準値を上回る含有量が検出されました。

中間南小学校音楽室の吹き付け材については、児童等の安全、安心を最優先する。撤去工事は、夏休み期間中に行う。財源については、予備費を充用して行う。この方針により、撤去工事を終えています。

また、昭和六十二年当時封じ込めの措置をしている中間中学校の第一会議室、中間小学校の放送室については、環境測定の結果、粉じんの規制基準値以下でしたが、より安全の徹底を図るため、この二校のアスベスト撤去費用を九月議会に計上しています。